本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第八九号）（総務省）

1　衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に関する事項

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区について、令和二年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、二五都道府県において一四〇選挙区の改定を行うこととした。（別表第一関係）

2　衆議院（比例代表選出）議員の各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項

衆議院（比例代表選出）議員の各選挙区において選挙すべき議員の数について、令和二年国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で二、南関東選挙区で一増加させるとともに、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で一ずつ減少させることとした。（別表第二関係）

3　施行期日等に関する事項

㈠　この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用することとした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

◇裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（法律第九〇号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うこととした。（別表関係）

2　報酬月額の改定は、令和四年四月一日に遡って行うこととした。

◇検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第九一号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこととした。（別表関係）

2　俸給月額の改定は、令和四年四月一日に遡って行うこととした。

◇離島振興法の一部を改正する法律（法律第九二号）（国土交通省）

1　総則的事項

㈠　目的の改正

離島の役割として再生可能エネルギーの導入等を追加するとともに、この法律に基づく事業の実施等に当たり島外の人材も活用すべきこととした。（第一条関係）

㈡　都道府県の責務の追加

都道府県は離島の振興のために必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、市町村相互間の連携の確保及び市町村に対する援助を行うよう努めることとした。（第一条の三第二項関係）

2　離島振興計画の記載事項の充実等

㈠　本土との架橋

離島振興基本方針等において、本土と離島の交通を確保するために整備すべき交通施設に橋梁（りょう）等が含まれることを明記することとした。（第三条第二項関係）

㈡　離島振興計画に定めるべき事項の追加

離島振興計画に定めるべき事項として、離島の振興に関する目標、計画期間及び離島振興計画の達成状況の評価に関する事項を追加することとした。（第四条第二項関係）

㈢　産業振興促進事項の新設

離島振興計画には、産業の振興の促進に関する事項を記載することができることとし、産業の振興を促進する区域、振興すべき業種及び事業の内容に関する事項を定めることとした。（第四条第三項及び第四項関係）

㈣　市町村相互間の連携の確保等

都道府県は、離島振興計画に市町村相互間の連携の確保等について記載するよう努めることとした。（第四条第一〇項関係）

㈤　石油製品の価格の低廉化に関する事業の内容の公表

国が公表すべき事業等として、石油製品の価格の低廉化に関する事業を例示することとした。（第七条の四関係）

3　離島に対する配慮規定の充実

㈠　医療の確保等

(1)　医療の充実に関する配慮規定の改正

医療の充実の手段として遠隔医療を追加するとともに、国等は医療の充実が図られるよう特別の配慮をすることとした。（第一〇条第九項関係）

(2)　介護サービスの確保等に関する配慮規定の改正

配慮事項について、島内の人材の活用等を明記するとともに、配慮規定の目的として障害福祉サービス等の確保等を追加することとした。（第一〇条の二関係）

(3)　高齢者の福祉の増進に関する配慮規定の改正

配慮規定の目的として児童の福祉の増進を追加することとした。（第一一条関係）

㈡　交通通信の確保等

(1)　交通の確保等に関する配慮規定の改正

特別の配慮をすべき事項には、船舶であって高速度で安定的に航行することができるもの等の新造及び更新等が含まれることとした。（第一二条第二項関係）

(2)　情報の流通の円滑化等に関する配慮規定の改正

配慮事項として、高度情報通信ネットワーク等の維持管理等を追加するとともに、国等は、その充実等が図られるよう、特別の配慮をすることとした。（第一三条関係）

(3)　産業の振興に関する配慮規定の改正等

産業の振興を図るに当たり、場所に制約されない働き方の普及等の社会の変化を踏まえるべきことを明記すること等とした。（第一四条第三項及び第四項関係）

(4)　就業の促進に関する配慮規定の改正

配慮事項である実践的な職業能力の開発及び向上の対象に、高齢者が含まれることを明記することとした。（第一四条の二関係）

(5)　生活環境の整備に関する配慮規定の改正

定住の促進に資するための配慮事項である住宅の確保に、空家の活用によるものが含まれることを明記することとした。（第一四条の三関係）

㈢　教育の充実

(1)　特別の配慮をすべき教職員として、公立小中学校等の教職員を追加するとともに、国等が充実に努めるべき学校教育等に、遠隔教育が含まれることを明記し、配慮事項として、離島留学等の施策の充実を追加することとした。（第一五条第二項～第四項関係）

㈣　エネルギー対策の推進等

(1)　エネルギー対策の推進に関する配慮規定の改正

配慮事項の内容を、再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な施策の充実とすることとした。（第一七条の三第一項関係）

(2)　防災対策の推進に関する配慮規定の改正

配慮の目的に、国土強靱（じん）化の観点を追加することとした。（第一七条の四関係）

(3)　感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等に関する配慮規定の追加

国等は、感染症の発生時等においても、離島振興対策実施地域の住民の生活の安定等に適切な配慮をすることとした。（第一七条の五関係）

(4)　小規模な離島への配慮規定の追加

国等は、小規模な離島の島民の生活環境の維持等に適切な配慮をすることとした。（第一七条の六関係）

㈤　規制の見直し

国は、地方公共団体から提案があったときは、規制の見直しについて適切な配慮をすることとした。（第一八条の二関係）

4　期限の延長

離島振興法の有効期限を令和一五年三月三一日まで一〇年間延長することとした。（附則第二項関係）

5　施行期日

この法律は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、4及びこれに伴う規定の整備については、公布の日から施行することとした。